

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

近い時期に発生が予測されている南海トラフ巨大地震では、一部を除き震度 6 強の震度が予測され、3 連動地震では、町内全域が 6 弱の震度が予測されています。また津波到達時間は、南海トラフ巨大地震では第 1 波が 3 分で到達し、最大津波高は 13 メートル・平均浸水深 4.9 メートルと予測されています。3 連動地震では、第 1 波到達 7 分、最大津波高 6 メートル、浸水深 2.3 メートルと予測されています。

地震発生から津波到達までの時間が、非常に短くなっています。

このような想定により、津波による浸水面積は 130ha となり、町内の高台の平見地区を除く平地は、ほぼ浸水すると予測されています。

(洪水・内水)

町内の河川は 1 河川であるが、近年の大雨等で川に並走している国道が冠水することがあります。

また、大雨により住宅密集地でも冠水することが増えてきています。

(土砂災害)

町内には、土砂災害特別警戒区域 133 箇所、土砂災害警戒区域 140 箇所の指定があります。

(その他)

台風の影響を受けやすく、暴風による建物等への被害や道路等への倒木も発生しています。近年では、これまでにないほどの雨量が観測されており、建物の床上・床下浸水被害や道路冠水も出ています。特に平成 30 年は被害が多く、8 月の台風 20 号では住宅の他に公共施設の被害も多くあり、9 月の台風 24 号では、床上 3 件・床下 73 件の被害がでて、国道 42 号をはじめ、町内各所の道路で冠水がありました。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数

1 3 2 人

・小規模事業者数

1 2 5 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	19	19	町内に広く分布している
	製造業	13	13	市街地に立地している
	卸小売業	34	30	市街地に立地している
	飲食業・宿泊業	16	14	市街地に立地している
	サービス業	33	32	市街地に立地している
	その他	17	17	

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
太地町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H26. 10	
防災計画の策定	H27. 3	令和 5 年 3 月改訂
防災訓練の実施	R5、R6	地区別 5 カ所で実施
防災、感染症等対策備品の備蓄		備蓄食料（1 日分） ・アルファ化米、保存パン、保存水、マスク、消毒液等

②当会の取組

項目	年月	備考
事業継続力強化計画策定支援者研修に参加	R2. 7	啓発や進め方、ポイント、策定後の支援について
事業継続計画の策定	R3. 2	初版
事業継続力強化計画策定講座の開催	R2. 8	作成の重要性について
シミュレーション訓練への参加	R3. 9	
災害模擬演習への参加	R4. 8	
状況想定訓練への参加	R4. 10	
商工会職員等の非常用ヘルメットの購入	R5. 10	
特別相談会の開催	H23. 10. より	平成 23 年の紀伊半島大水害より金融や経営等に関する相談会を毎月 1 回開催

2 課題

- ・現状では、当会の B C P 計画は策定されているものの、協力体制の重要性、そして、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。また、事業継続力強化に関して小規模事業者に通言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・保険の専門家（保険業）ではないため、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・事業継続力強化計画策定数が少ないのは、この計画が災害後の早期復旧を目指したものであるものの、その必要性や重要性についての理解が得られていないこと、また、事業者にとって直接的なメリットが見えづらいからである。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間におけ

る被害情報報告、共有ルートを構築する。

- ・大きな災害により大規模停電が発生すると、医療・介護施設、警察や消防など、燃料不足による自家発電施設の停止などによる悪影響を回避するため、燃料の安定供給を図るため、ガソリンスタンドの早期復旧のための対策を進める。また、水産加工を主とする製造業についても、地域経済への波及効果が大きいことから、早期復旧のための対策を進める。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、太地町津波ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。特に優先すべき業種の方については、巡回訪問を念頭にこちらから提案していく。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症はい、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年2月作成

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。

- ・連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認し、実情に応じて見直しの重要性を周知するとともに、1年毎に事業所の状況を把握し、必要であれば見直しを提案する。
- ・太地町防災担当部局・商工担当部局と南紀くろしお商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて、訓練を実施する）。

（２）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に当会職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、太地町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない

・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週に1回共有する
1ヶ月以降	1月に1回共有する

・当町で取りまとめた「太地町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町から和歌山県へ報告する。

④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、当会及び当町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制 （商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph LR; A[南紀くろしお商工会] <--> B[太地町]; A --- C[事務局長、法定経営指導員、経営指導員、経営支援員、その他職員]; B --- D[総務課、産業建設課];</pre>	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 井藤 嘉彦（連絡先は下記3（1）参照）	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会、関係市町村連絡先	
(1) 商工会 南紀くろしお商工会 本所 〒649-5335 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地8-5-1 TEL：0735-52-1089 / FAX：0735-52-5423 太地支所 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町森浦2-3-9-1 TEL：0735-59-4111 / Fax：0735-59-2490 E-mail：info@mikumano.or.jp	
(2) 関係市町村 太地町 総務課、産業建設課 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町太地3-7-6-1 TEL：0735-59-2335 / FAX：0735-59-2801（総務課）、0735-59-2570（産業建設課） E-mail：shoubou@town.taiji.lg.jp（総務課）、sanken@town.taiji.lg.jp（産業建設課）	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年 度	令和 11 年 度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150
・通信費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、太地町商工業振興事業費助成金 和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。